

## ○ 財産目録

2022 年度 財産目録  
2023 年 3 月 31 日現在  
特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク

科 目 ・ 摘 要	金 額 （単位：円）		
<b>I 資産の部</b>			
<b>1 流動資産</b>			
現金預金			
普通預金			
現金（現金手許有高）			
普通預金（九州労働金庫臼津支店）	5,770,593		
普通預金（大分信用金庫西新町支店）	102,533	5,873,126	
定期預金			
定期預金（九州労働金庫臼津支店）	2,001,910		
定期預金（大分信用金庫西新町支店）	3,501,339	5,503,249	
未収入金			
委託事業未収金	1,258,123	1,258,123	
流動資産合計		12,634,498	
<b>2 固定資産</b>			
(1)有形固定資産			
建物	1,450,103		
固定資産合計		1,450,103	
資産合計			14,084,601
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
未払費用			
雑給	76,000		
相談員派遣料	333,340		
消費者被害 110 番相談員派遣料	25,000	434,340	
預り金	15,000	15,000	
源泉所得税	71,000	71,000	
未払法人税等			
流動負債合計		520,340	
負債合計			520,340
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		13,452,137	
当期正味財産増加額		112,124	
正味財産合計			13,564,261
負債及び正味財産合計			14,084,601

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

## ○ 貸借対照表（勘定式）

2022年度 貸借対照表  
2023年3月31日現在

特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク

科 目	金額		(単位;円)
<b>I 資産の部</b>			
1.流動資産			
普通預金	5,873,126		
定期預金	5,503,249		
未収入金	1,258,123		
流動資産合計		12,634,498	
2.固定資産			
(1)有形固定資産			
(2)無形固定資産	1,450,103		
(3)投資その他の資産	0		
固定資産合計	0	1,450,103	
資産合計			14,084,601
<b>II 負債の部</b>			
1.流動負債			
未払金	434,340		
預り金	15,000		
未払法人税等	71,000		
流動負債合計		520,340	
負債合計			520,340
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		13,452,137	
当期正味財産増減額		112,124	
正味財産合計			13,564,261
負債及び正味財産合計			14,084,601

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 前事業年度の末日現在における資産、負債及び財産を記載すること。

3 法第28条第1項各号に規定する財産上の利益については、区分して計上すること。

## ○収支計算書

## 2022年度 収支計算書

2022年4月1日から2022年3月31日まで

特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク

科 目	金 額 (単位：円)		
I 経常収入の部			
1 会費収入			
会費収入 (正会員分)	2,354,000		
会費収入 (賛助会員)	66,000	2,420,000	
2 事業収入			
事業補助金	60,000		
県消費生活相談員研修事業費	4,301,036		
市消費生活相談事業費	4,702,006	9,063,042	
3 その他の収入			
受取利息	144		
雑収入	2,491,144	2,491,288	
経常収入合計			13,974,330
II 経常支出の部			
1 事業費			
(1)差止請求関係費			
差止請求関係費	9,575		
110番活動	230,000	239,575	
(2)差止事業関係以外の業務			
広報・情報提供	139,260		
県消費生活支援事業経費	3,554,578		
市町村委託事業経費	3,953,200	7,647,038	
事業費計			7,886,613
2 管理費			
(1)人件費			
給与手当	3,795,000		
雑給	824,500	4,619,500	
(2)その他の経費			
会議費	39,720		
旅費交通費	251,685		
通信費	175,500		
事務用品費	262,246		
諸会費	63,000		
渉外費	112,615		
事務所費	26,238		
調査費	100,000		

租税公課	14,308		
雑費	161,351		
減価償却費用	78,430	1,285,093	
管理費計			5,904,593
経常支出合計			13,771,206
経常収支差額			
法人税・住民税・事業税			183,124
当期正味財産増減額			71,000
前期繰越正味財産			112,124
正味財産合計			13,452,137
			13,564,261

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載すること。事業費の例としては、「〇〇事業費」（注：当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。）等が挙げられる。
- 3 収支計算書は、法第29条第2項に規定するところにしたがい、「差止請求関係業務」、「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務」、「その他の業務」について、事業毎に区分してその収支が明確になるように作成すること。また、法第28条第1項各号に掲げる財産上の利益については、その収入及び支出の状況を明瞭に記載すること。

事業別損益の状況について活動報告書 差止請求業務等の区分したもの(2022年4月1日～2023年3月31日)

科 目	差止請求関係業務に係る事業等	不特定多数かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務各種消費者問題に関する情報提供及び啓発事業				事業部門計	管理部門計	合 計
		県委託事業	市町村委託事業	講演会企画運営事業	広報・情報提供事業			
1. 経常収益								
1. 受取会費	300,000				139,260	439,260	1,980,740	2,420,000
2. 事業収入								
事業補助金	60,000					60,000		60,000
県消費生活相談員研修事業費		4,301,036				4,301,036		4,301,036
市町村消費生活委託事業			4,702,006			4,702,006		4,702,006
3. 雑収入							2,491,288	2,491,288
経常収益	360,000	4,301,036	4,702,006		139,260	9,502,302	4,472,028	13,974,330
2. 経常支出								
1. 事業費	239,575	3,554,578	3,953,200		139,260	7,886,613		7,886,613
(1)差止請求関係	239,575					239,575		239,575
差止請求関係	9,575					9,575		9,575
110 番活動	230,000					230,000		230,000
(2)その他の事業		3,554,578	3,953,200		139,260	7,647,038		7,647,038
広報・情報提供事業					139,260	139,260		139,260
県消費生活研修事業経費		3,554,578				3,554,578		3,554,578
市町村委託事業経費			3,953,200			3,953,200		3,953,200
2. 管理費	182,685	991,618	1,081,977			2,256,280	3,648,305	5,904,585
人件費	72,640	869,040	950,005			1,891,685	2,727,815	4,619,500
給与	59,675	713,933	780,445			1,554,053	2,240,947	3,795,000
雑給	12,965	155,108	169,560			337,633	486,867	824,500
その他の経費	110,045	122,578	131,972			364,595	920,490	1,285,085
会議費	624	7,473	8,168			16,265	23,455	39,720

旅費交通費							251,685	251,685
通信費	2,760	33,015	36,091			71,867	103,633	175,500
事務用品費	4,124	49,355	53,931			107,390	154,856	262,246
諸会費							63,000	63,000
事務所費							26,238	26,238
渉外費							112,615	112,615
調査費	100,000					100,000		100,000
租税公課		2,400	600			3,000	11,308	14,308
雑費	2,537	30,354	33,182			66,073	95,278	161,351
減価償却費							78,340	78,340
経常支出計	422,260	4,556,196	5,035,177		139,260	10,142,893	3,648,313	13,791,206
当期経常増減額	△ 62,260	△ 245,160	△ 333,171		0	△ 640,591	823,715	183,124

1.「2.管理費」のうち、旅費交通費、諸会費、事務所費、渉外費、調査費、租税公課、減価償却費については、実費での配分としています。

2.「2.管理費」のうち、給与、雑給、会議費、通信費、事務用品費、雑費については、

- (1) 事業部門系と管理部門系配分について、「管理部門」の割合は、経常収益のうち、①受け取り会費、②事業補助金 ③大分県消費生活支援事業委託費の合計額(6,781,036円)雑収入を除いた④経常収益(11,483,042円)で除した割合(59.05%)で配分し、「事業部門」の割合は、経常収益のうち、⑤市町村消費生活相談委託業務費の(4,702,006円)を④の額で除した割合(40.95%)で配分しています。
- (2) (1)で配分した事業部門に係る「2.管理費」については、各事業別の経常収益を事業別合計の経常収益(9,363,042円)で除した割合(「差止請求関係業務に係る事業等」(3.84%)「県委託事業」(45.94%)、「市町村委託事業」(50.22%)にて、各事業別に配分しています。

様式例（法第31条第3項第5号関係）

○事業報告書

2022年度の事業報告書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク

1 事業の実施に関する事項

(1) 差止請求関係業務

業務名 (定款に記載した業務)	業務内容の詳細	当該業務の実施日時	当該業務の実施場所	従業者の人数	収支計算書の支出額 (単位：千円)
事業者・事業者団体の不当な事業活動に対する差止請求その他の是正を図る事業	<p>ブライダル業(ブライダルアトリエ ラ・ドゥー)</p> <p><b>【問題とした主な不当条項】</b></p> <p>2021年3月15日に、事業者に対して、雑誌広告の表記が非常に分かりにくい。例えば、特典として、写真データプレゼントと記載されているが、これらの特典が全ての撮影プランに適用されるのか不明である。広告には「※特典は購入金額によって異なります。」とされているものの、小さい文字で分かりにくい。これに対して、特典の記載は大きく、目立つように書かれている。</p> <p>本件広告表示は、商品又は役務の価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であることは、一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を勧誘し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害する恐れがあり、広告表示は、景品表示法第5条第2号（有利誤認）に該当するので申入れをした。</p> <p><b>【成果・経過等】</b></p> <p>2021年3月30日に、相手方より電話があり、質問書について顧問弁護士に確認したところ、当ネットワークの指摘通りとのことなので、現在ホームページについてはシステムに反映させるために1~2か月かかるということで、ホームページの修正確認後に終了したい。</p> <p>その後、担当者と当ネットワークの弁護士が電話連絡をしているが、10</p>	2021年6月1日 ～ 2022年6月7日	主たる事務所	9名	9

	<p>月 28 日に 3 か月ごとに変えているとあったが、10 月号も 11 月号も特典は変わっていないことが確認されたので、この点を指摘して変更を求めた。</p> <p>2022 年 2 月 4 日に、相手方より、当ネットワーク弁護士に、特典は期間限定との趣旨ではなく、購入金額に応じた特典として記載しており、購入金額によっては、特典が適用されない場合もある。当事業者としては、「特典は購入金額によります」との記載で明らかになっていると理解しているが、このような表記では誤解を招くとののご指摘であれば当社としては、ネットワークのアドバイスを参考に変更を検討したいと連絡があった。</p> <p>2022 年 3 月 17 日に、事業者に対して、購入金額によって特典が異なる以上、購入金額がいくらの場合にどのような特典を受けられるか、明確に示したほうが一般消費者の誤解を招かないのではないかと、当ネットワークの意見として伝えた。</p> <p>2022 年 6 月 7 日に、事業者に対して、情報誌、ホームページのチラシの内容が変更されていることを確認し。協議終了通知書を送付した。</p>				
	<p>結婚仲介業（中津結婚相談所）</p> <p><b>【問題となった主な不当条項】</b></p> <p>2021 年 3 月 30 日に、事業者は、結婚を希望する男女にお見合いの場を提供する事業を営んでおり、当該事業は、特商法上特定継続的役務提供に該当するところ、事業者は契約書面(特商法第 42 条 2 項)を消費者に交付せず、また、クーリングオフを認めない(特商法第 48 条第 8 項)ことから申入れを行った。</p> <p><b>【成果・経過等】</b></p> <p>2021 年 7 月 29 日に、事業者の代表より、担当弁に書留郵便で新しい契約書を送付されてきた。</p> <p>2021 年 12 月 14 日に、事業者から送られてきた資料は、特定商取引法上の要件を満たしていないものがあることから、これらを指摘して修正を求める</p>	<p>2021 年 7 月 29 日 ～ 2022 年 6 月 7 日</p>	<p>主たる事務所</p>	<p>9 名</p>	



<p>文書を送付した。</p> <p>2022年1月12日に事業者から担当弁護士あてに、「クーリングオフについては、入会契約を取り交わしたその日からその当日を含めて8日間は理由の如何を問わず無条件で解約することができる。中途解約については、クーリングオフ期間経過においても、将来に向けて特定継続的役務提供期間を解約することができる」等の声明文と契約書を送付されてきた。</p> <p>2022年1月12日に、事業者から担当弁護士に声明文と契約書送付されてきたが、改善はみられるが、役務の対価、クーリングオフ妨害と効果に関して、中途解約に関する事項について、特商法上の問題のある点を指摘したので、対応は十分に可能と考えられるので、修正することを求める文書を、2022年3月17日簡易書留で送付し、文書到着後、1か月以内に回答を書面にて送付するように依頼。</p> <p>2022年4月4日に、事業者より、説明書、修正契約書が届いた。</p> <p>2022年4月28日に、受領した書類について、問題個所の記載例を示し、修正をするように文書を送付した。</p> <p>2022年5月13日に、指摘した部分の修正を記載した契約書が届いた。</p> <p>2022年6月7日に、修正された契約書を確認し、協議終了通知書を送付した。</p>				
<p>家庭教師派遣業(株式会社アーカイバーKEB)</p> <p><b>【問題とした主な不当事項】</b></p> <p>当該事業者は家庭教師派遣業を業としており、特定商取引法上の特定継続的役務に該当するところ、クーリングオフがあった場合でも、入会金(事務手数料名目)が、特定継続的役務の契約とは別契約であるとの事業者側の説明内容は、以下の通りであった。</p> <p>(入会金「講師選抜費用、研修費」に関する注意事項)</p> <p>この度、納められた入会金に関しましては、納金の翌日より総務課本部にて、講師求人広告・講師選抜経費・研修経費として活用させていただきます。</p>	<p>2021年6月1日 ～ 継続中</p>	<p>主たる事務所</p>	<p>9名</p>	

	<p>為、教材費都等と派遣契約とは別契約と理解し、たとえ、クーリングオフ期間内の解約希望の際も、返金されないことを十分ご理解の上、署名・捺印願います。</p> <p>以上のように、特定継続的役務の契約であるにも拘わらず、入会金は特定継続的役務契約には含まれないので、クーリングオフの返金の対象にはならないとしてその返金を拒むのは、特定商取引法第48条第7項に違反する恐れがあることから、2014年10月10日に申し入れをした。</p> <p><b>【成果・経過等】</b></p> <p>2015年5月1日に、当該事業者より、「現在、指摘された契約条項は使用していない。また、利用者との契約が特定継続的役務に該当することは認識しているので、クーリングオフによる解約の場合に金員を返還しない旨の対応をなすことはない。」との回答をFAXで受信した。</p> <p>その後、正式な回答書を提出していただきたいとの連絡を、当団体より複数回行うも、対応がなく、2018年1月12日に、正式な回答書を提出してもらいたい旨の書面を送付したが回答がなく、2019年10月18日、2020年3月18日に再度依頼するも、何ら回答がなかった。このため、2020年5月28日に、当団体より当該事業者に対して、正式な回答書を6月4日(木)までに提出してもらいたい、回答がない場合は特定商取引法第41条に基づく事前請求に進む可能性がある旨を電話で伝えた。</p> <p>2020年6月1日に、事業者より、消費者に渡す役務の申込書(会員登録書)兼役務の提供(学習サポート)用紙が届いた。また、2020年6月3日に役務提供契約に関する概要書面が届いた。</p> <p>2020年12月21日に、概要書面に記載されている中途解約の計算方法及び中途解約の違約金に消費税を加算している点についての見解を問うための依頼文書を送付し、期日までに回答がない場合は、消費者契約法第41条に基づく事前請求をする旨を申し添えた。</p> <p>2021年6月1日に、当該事業者に対して、クーリングオフ期間経過後の中途解約精算方法、(役務提供前、提供後)、関連商品(購入教材、映像講義テキストのインストール済みモバイル端末等)の購入契約の精算(商品の</p>				
--	---	--	--	--	--

	<p>返還を受けた場合、返還がなされない場合)についての当団体よりの提案を記載し、同時に、事業者提案事項の内容に改訂をする意思の有無、改訂予定があるなら、その時期、改訂予定がなく、特商法に違反していないとの認識であればその理由についての説明をするように質問事項に記載した文書を簡易書留にて送付した。質問事項については、1ヶ月以内に回答するように依頼し、回答がない場合には、消費者契約法第41条に基づく事前請求をすることを検討する旨を申し添えた。</p> <p>その後、当該事業者から回答がなかったことから、2021年12月14日に、消費者契約法第41条に基づく事前請求を送付したところ、当該事業者から当団体の担当弁護士宛に、「契約条項に問題があるのであれば修正する」との回答があったが、当団体において特定の条項を推奨することは差し控える方針であったことから、同業他社・類似業者の規約を確認した上で、修正するよう依頼した。</p> <p>2023年2月22日の理事会において、中途解約の際に、入会金に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①消費税を支払う条項の意思表示を行ってはならないこと。</li> <li>②当該条項が記載された契約書を破棄すること。</li> <li>③従業員にその旨を周知・指示すること。</li> </ul> <p>以上の内容で訴状案が提出され、当日の理事会において審議の結果、提訴することを決定し、代理人弁護士が選出され交渉は継続中である。</p>				
訪問販売業(株式会社 エヌケージー)	<p><b>【問題とした主な不当条項】</b></p> <p>2012年4月14日に事業者に対して、貴社が使用している「工事契約書」「店舗販売お知らせ」等の書面のうち、特定商取引に関する法律第4条に第9条第1項の規定による売買契約、若しくは役務提供契約の申し込みの撤回、または売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項について、申し込みを受けた時は直ちに、主務省令で定めるところにより、記載した書面をその申し込みをした者に交付しなければならない。また、特定商取引法第4条第5号は、クーリングオフに関する事項があり「工事契約書」「店舗販売のお知らせ」「会員登録書」「住宅リフォーム工事請負契約約款」には、ク</p>	2021年12月14日～継続中	主たる事務所	9名	

	<p>ーリングオフに関する事項の記載が確認できないことについて、質問書を送付した。</p> <p><b>【成果・経過等】</b></p> <p>2022年1月11日に、事業者の代理人弁護士より、当団体担当弁護士宛てに書留内容証明郵便物で、「30年ほど工務店として業務を行っており、訪問販売は行っておりません。万が一お客様とのトラブルが発生したとしても、お客様の話をよく聞いたうえで話し合いにて合意・解決をしてきた会社です。当社に対し、どのような理由でこのような質問状出されたのかについてご教示ください。今件が、お客様とのトラブルが原因であるのであれば、話し合いにより解決したいと思います。なお、当社としては誠意をもって、話し合いで合意・解決できるようにできる限り協力したいと考えています」と回答があった。</p> <p>2022年3月10日に、事業者の代理人弁護士、弁護士法人福田・木下総合法律事務所の回答を受けて、再度、「特商法訪問販売に該当しない理由」について回答をいただくよう「御連絡」を作成し簡易書留で送付した。</p> <p>2022年4月5日に相手方弁護士より、訪問販売に当たらないとの回答書が届いた。</p> <p>2022年8月24日の理事会において、消費者契約法第41条第1項に基づき事前請求書「不実告知・困惑行為・クーリングオフ規定違反を禁止する内容文書」を相手側に送付することを了承した。</p> <p>9月12日に「申入れ書兼消費者契約法第41条1項に基づく事前請求書」を相手側弁護士に内容証明郵便にて送付した。</p> <p>9月30日に、相手側弁護士より、根拠とする当該事業者発行の契約書の開示請求があり、10月4日に契約書の写しを相手側弁護士に送付し、併せて、当該事業者が現在使用している契約書を開示するように請求した。</p> <p>11月7日に、相手側弁護士から、「店舗販売であり、訪問販売には当たらない」との内容の文書が届いた。</p> <p>主張内容は、営業社員が自宅を訪問、勧誘し、その場で見積書、工事関係書類を作成、提示し、書類は消費者に預ける。その際に店舗販</p>				
--	---	--	--	--	--

	<p>売であることを説明し、消費者が工事を希望する場合は、店舗に来所したうえで契約を締結するので、訪問販売には当たらないとの主張であった。</p> <p>2022年12月13日の理事会において、事業者側の訪問販売には当たらないとの認識に対して、当団体担当弁護士が提訴を検討・準備することを決定し、交渉を継続することとした。</p>				
	<p>エステ・サービス業(有限会社 オーシャンブルー)</p> <p><b>【問題とした主な不当事項】</b></p> <p>2021年12月14日に事業者に、エステ・サービス契約書に(①単価30,800、②回数6回、料金184,800、他方、本件契約書の&lt;システム補足&gt;の欄には、本コースは6回までが有料で7回目以降は無料で手入れを行います。7回目以降は無料でお手入れの為、解約金の返金対象とはなりません。)とあり、中途解約について本件契約書の記載を素直に読めば、12回コースのうち7回目から12回目は無料ということになる。しかし、実際に施術を行う以上、完全に無料で役務を提供するという事は難しいのではないかと考えられる。なぜなら、実際に施術を行う以上、人件費や施術整備、化粧品代等がかかることは容易に想像できる。</p> <p>仮に、7回目から12回目の費用が、1回目から6回目費用に転嫁されているのであれば、中途解約に伴う既払い金の返還を免れるためになされたと言わざるを得ない可能性がある。この場合は、特定商取引法第49条第7項に該当する可能性があることから、①1～6回目と7～12回目の施術内容、②1～6回目の施術内容、③7回目から12回目の料金が無料である理由、④消費者が7～12回目に中途解約した場合の返還の計算方法について質問書を送付した。</p> <p><b>【成果・経過等】</b></p> <p>2022年1月4日、事業者より、担当弁護士の遠矢弁護士あてに、「無料ではなく、今回は担当者の記載ミスで、通常12回コースの場合、料金総額を12回で分割しますので、1年12回コース184,800円の契約は、単価15,400円、回数12回となります。お手入れした回数分差し引きさせていた</p>	<p>2021年12月14日 ～ 2022年7月27日</p>	<p>主たる事務所</p>	<p>8名</p>	

	<p>だきます。実際に7回目に解約を申し込みいただいた際は返還を行うこととなります。」と回答があった。</p> <p>2022年3月10日に、事業者へ、貴社からの回答を受けて、今回のようなことが今後起こらないようにするために、貴社との間で、「消費者との間で、契約を締結するに際して、同一の施術内容については、役務の対価に差を設けないこと、ただし、役務の対価に差を設ける事に合理性がある場合はのぞく。」「遵守事項に違反する内容が記載された文書を破棄する。」「役員及び従業員に対し、遵守事項を遵守するよう、適切な指導、研修を行う。」について合意書(案)を検討していただくように文書を書留郵便で送付した。</p> <p>3月10日に送付した文書について、事業者側からの連絡がないため、6月7日に、今月末までに回答を要望する文書を送付した。</p> <p>7月26日に、担当弁護士に送付した合意内容(案)で合意するとの文書が相手側から届き、7月27日に合意書を取り交わし、申入れを終了した。</p>				
	<p>ペットショップ(株式会社コーワペッツコーポレーション)</p> <p><b>【問題とした主な不当事項】</b></p> <p>2022年8月24日の理事会において、当該事業者が消費者に交付する販売契約書(店舗販売)の契約条項(3)について、4項目の条項があり、条項に記載された事情が発生しても、契約の解除は出来ないとの記載がある。</p> <p>上記内容は、事業者の債務不履行が起因の場合でも、消費者の解除権を一切認めないものであり、消費者契約法第8条の2に該当し、無効であると考えられるので、事業者に質問書を送付することを決定した。</p> <p><b>【成果・経過等】</b></p> <p>2022年9月30日に、</p> <p>(1)本件契約条項を使用しているのか  (2)使用中の場合は、改定する予定の有無  (3)改定の予定があるのであればその時期  (4)改定の予定がない場合はその理由</p>	<p>2022年9月30日 ～ 継続中</p>	<p>主たる事務所</p>	<p>9名</p>	

	<p>以上の内容で質問書を事業者に送付した。</p> <p>2022年11月1日に、事業者から回答書が届いた。</p> <p>「契約書は、消費者契約法第8条の2に抵触をするとの認識ではないが、指摘のとおり、消費者に分かりやすい内容で、2023年4月頃に改訂をする予定」との内容であった。</p> <p>2023年2月17日に、事業者に、契約書が改訂されるまでの間、従業員に対して、事業者の債務不履行責任を負う場合は、消費者の解除権を禁止することがないように、指導、通知をすることと、改定された契約書を当団体まで送付するように、事業者に連絡書を送付し、交渉は継続中である。</p>				
	<p>写真スタジオ(さかえ写真スタジオ)</p> <p><b>【問題とした主な不当事項】</b></p> <p>2022年10月12日の理事会において、無料の情報誌に掲載された事業者の広告に「今月の特典」として、「当月末までに撮影の申し込みをすれば、6項目(写真、衣装)の特典がある。」と掲載されているが、その広告はその月だけではなく、過去1年間毎月掲載されていることが確認できた。このような表示は、景品表示法第5条第2号(優良誤認表示)に該当すると考えられるので、質問書を作成することを決定した</p> <p><b>【成果・経過等】</b></p> <p>2022年11月25日に、事業者に対して、無料情報誌に掲載されている広告が、景品表示法第5条第2号の不当表示に該当すると考えられる事を連絡し、</p> <p>(1)本件広告表示を改定する予定の有無</p> <p>(2)改定予定があるのであればその時期</p> <p>(3)改定予定がなく、景表法に違反していないのであればその理由</p> <p>以上の内容で質問書を送付したが、いまだに回答がなく継続中である。</p>	<p>2022年10月12日 ～ 継続中</p>	<p>主たる事務所</p>	<p>9名</p>	

	<p>スポーツ大会(別府大分毎日マラソン大会毎日新聞社事務局) (別府大分毎日マラソン大会大分事務局)</p> <p><b>【問題とした主な不当事項】</b></p> <p>2022年12月13日の理事会において、大会規約第2項に「競技中に発生した事故等については、応急処置は主催者で行うが、それ以降は責任を負わない」となっており、消費者契約法第8条第1項第1号に事業者の債務不履行による責任を免除する条項は無効であり、また、規約12項に「主催者の責任ではない理由(自然災害・事故)で中止の場合は、参加料は返金しない。」とあるのは、消費者契約法第10条に抵触するとして申入れ書を送付することを決定した。</p> <p><b>【成果・経過等】</b></p> <p>2023年2月17日に、主催者側に対して、大会規約2項、12項の削除と12項の記載内容の変更を求める申し入れ書を、大会本部事務局と大分事務局に送付し、交渉は継続中である。</p>	<p>2022年12月13日 ～ 継続中</p>	<p>主たる事務所</p>	<p>9名</p>	
<p>消費生活に関する情報の収集、分析、評価及び提供事業</p>	<p>2. 消費者被害情報収集及び相談業務 消費者被害110番</p> <p>(1)110番大分事務所</p>	<p>木曜日 13:00 ～ 16:00</p>	<p>大分市 ソレイユ</p>	<p>1名</p>	<p>230</p>



(2) 差止請求関係業務以外の業務

業務名 (定款に記載した業務)	業務内容の詳細	当該業務の 実施日時	当該業務の 実施場所	従業者の 人数	収支計算書の収入 及び支出額 (単位：千円)
消費生活に関する消費者・事業者に対する啓発及び教育活動事業	1. 大分県委託事業				
	1) 消費生活関係法令等習得講座 大分会場 受講生 9名～17名 中津会場 受講生 6名～15名	2022年6月4日 ～ 2022年8月7日	大分市ソレイユ 中津市三光コミュニティーセンター	3名 3名	(収入額) 4,301 (支出額) 3,554
	2) 指定消費生活相談員養成研修 大分会場 受講生 15名～20名	2022年6月15日 ～ 2023年2月28日	大分市アイネス	4名	
	3) 消費者教育コーディネーター業務	2022年5月29日 ～ 2023年3月15日	大分県内高等学校 23校	13名	
	2. 市町村委託事業				
	1) 委託事業 宇佐市 (法律相談業務) 中津市 (法律相談業務) 豊後高田市 (法律相談業務) 豊後大野市 (消費生活相談業務) 津久見市 (消費生活相談業務) 日出町 (消費生活相談業務)	2022年4月1日 ～ 2023年3月31日	宇佐市役所 中津市役所 豊後高田市役所 豊後大野市役所 津久見市役所 速見郡日出町役場	4名 5名 2名 1名 1名 4名	(収入額) 4,702 (支出額) 3,953
	1) ホームページ 2) ニュースレター	2022年4月～ 2023年3月			(支出額) 139

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 2 翌事業年度の収支の見込みに関する事項

### (1) 翌事業年度における収入の見込みとその算出根拠

収入内容	収入見込み (単位：千円)	算出根拠
会費	2,430	正会員 1,500×1 団体 200×1 団体 30×10 団体 10×3 団体 30×1 名 2×150 名 賛助会員 10×2 団体 1×50 名
補助金	360	大分県労福協事業補助金 60 消費者スマイル基金 300
大分県相談業務支援委託事業	4,350	大分県消費生活相談員研修の委託事業 3,491 消費者教育コーディネーター派遣事業 859
市町村相談業務委託事業	5,433	県内外市町村の消費生活に関する相談委託事業
雑収入	3,240	コープおおいた助成金 3,000 利息他 240
合 計	15,813	

### (2) 翌事業年度における支出の見込みとその算出根拠

支出内容	支出見込み (単位：千円)	算出根拠
差止請求関連業務	850	消費生活被害情報収集 240 (110 番の相談員派遣料) 差止請求訴訟 610
講演会等の企画・運営事業	100	講演会開催等 100 (会場費・資料費・講師謝礼金等)
広報・情報提供	140	広告宣伝 130 (ニュース・パンフレット・ホームページ) 関係機関との情報交換 10
大分県消費生活支援事業経費	3,595	人件費 417 報償費 1,797 旅費 514 需要日 546 通信運搬費 53 使用料及び賃借料 268
市町村相談業務委託事業	4,532	津久見市 593 日出町 1,073 豊後大野市 1,773 別府 8 中津市 309 豊後高田市 60 宇佐市 287 大分県 429
管理費	6,282	事務局人件費 5,122 会議費 42 通信費 189 事務用品費 95 諸会費 63 渉外費 100 雑費 187 租税公課 16 旅費交通費 260 事務所費 30 減価償却費 78 調査費 100
合 計	15,499	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 翌事業年度の収入及び支出の見込みについては、差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第2項第3号）並びに差止請求関係業務以外の業務を行う場合におけるその業務の種類及び概要を記載した書類（法第14条第2項第10号）を踏まえて記載すること。

- 3 収入には、会費、寄附金、差止請求関係業務以外の業務による収入、借入金等の収入の見込みとその算定根拠を具体的に記載すること。
- 4 支出には、役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等の支出の見込みとその算定根拠を具体的に記載すること。